

～檜山広域行政組合火災予防条例の一部を改正しました～

平成26年11月1日施行

昨年8月に京都府福知山市で発生した花火大会で露店から発生した火災により多数の死傷者が生じたことを受けて、同じような被害を防止するために火災予防条例が改正されました。

【主な改正点は以下のとおりです】

1 消火器の設置

屋内外で行う催し物(祭礼・縁日・花火大会・展示会等)において対象火気器具等を使用する場合は、「消火器」の準備が必要となりました。

対象火気器具等とは

火を使用する器具および使用に際し、火災の発生の恐れのある器具であって、次のものを使用する器具等を指します。(例:ストーブ・発電機・コンロ・たこ焼き器・フライヤー)

- ・ 液体燃料(灯油・ガソリンなど)
- ・ 固体燃料(炭・薪など)
- ・ 気体燃料(プロパンガスなど)
- ・ 電気が熱源であるもの

「消火器」は個々の露店ごとに準備してください。

※ 学校行事や町内会行事のように、周囲への延焼危険が少ない場合は、それぞれの対象火気器具等から歩行距離が20メートル以下ごとに1個となるよう消火器を配置することができます。(住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器でなく、燃焼するものの特性に応じた消火器で、使用期限が経過していない消火器を準備してください。)

2 消防署に露店等の開設の届出

露店等を開設する催し物を開催する場合は、事前に消防署へ届出が必要となります。

祭礼・縁日・花火大会・展示会等の多数の者の集合する催しで露店等を開設し、火気器具等を使用する場合は、事前に消防署への届出が必要です。

家族や友人など、個人的な集まりでバーベキュー等をする場合、届け出は不要ですが消火器や水バケツを用意するなど万が一のための消火準備をしたうえで、安全に配慮して実施してください。

3 届出・お問い合わせ

江差消防署	0139-52-1072	今金消防署	0137-82-0519
上ノ国消防署	0139-55-2071	せたな消防署	0137-84-5709
厚沢部消防署	0139-64-3064	せたな消防署大成支署	01398-4-5401
乙部消防署	0139-62-2114	せたな消防署瀬棚支署	0137-87-3344
奥尻消防署	01397-2-2047		